

## 介護・ヘルパーネット NEWS ③

全国労働組合総連合 〒113-8462 文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 TEL03-5842-5611

### 証拠を受け取らず、弁論もさせずに結審とは（怒） 抗議集会に450人超が参加～あずみの里控訴審初公判

1月30日（木）、特養あずみの里裁判控訴審初公判が開かれました。当日は高裁前で署名提出行動を行い、全国から支援者が集まりました。医労連からは東京、埼玉、京都、新潟から参加がありました。支援者各団体から「この裁判は、今後の介護の未来がかかっている、絶対に無罪を勝ち取らなくてはならない」と訴え、今回全国から寄せられた署名10,116筆（総計260,499筆）を提出しました。

公判では、弁護側が用意した「利用者が亡くなった原因が窒息ではない」という医学的根拠に基づく証拠を却下し、裁判官は（ほとんど）審議もせずに結審を言い渡しました。

署名提出行動での寺田雄中央執行委員の訴え：介護現場は慢性的な人手不足です。大勢の利用者さんを少ない人数で見えています。国がやるべきことは介護職を起訴するのではなく、人員配置は上げることだ。介護の仲間を守るためにみんなで支援しよう。



### 会場を埋め尽くす支援者～さらに署名を積み上げよう

その日の報告集会では、450名を超える参加者が集まり、裁判の注目度の高さを示しました。司会者より、今回の報告集会は、「抗議集会」になると案内がありました。弁護団長の木嶋弁護士から、公判の報告がされ「50年近く介護活動をしてきたが、今回の証拠を受け取らないことには、非常に怒りを感じている。これから抗議をさらに強める必要がある。具体的な方法として、①判決が出るまで、さらに署名を集めて届ける。②国民の声で裁判所を包囲する」と抗議を強める必要があると訴えました。

原告の山口さんも「今回の公判は納得できない、私は諦めないで、これからもご支援をよろしくお願いします」と訴えました。

#### ●傍聴に入った、川島みどり先生の発言

私も長年看護師をしていました。現場では常に危険と隣り合わせで働いている。「急変」というのは、予期できないから急変であって避けられない。その急変を起訴することが不当であり、この裁判が有罪になるのはおかしい。看護師も介護職も、自信を無くしてしまうのではないのか？初めから有罪ありきの裁判ではないのか。最後に、介護の未来のためにも国民的運動にできるように尽くしたい。

#### ●傍聴に入った、米沢哲書記次長の発言

裁判の感想は、弁護側の言うことを受け付けず本当に怖いと感じた。職場で誰かが亡くなったら

介護職のせいにされてしまう。今回の裁判で訴えているのは、公正な裁判をしてくれということ。だから証拠をちゃんと見て欲しい。弁論もさせないで裁判を閉めてしまう。恐ろしさと、それ以上に怒りを感じる。公正に裁判をさせないという怒り、私たちの運動で変えなければいけない。

このままでは、介護の未来、山口さんの人生も変えられてしまう。それだけではなく、なぜ、利用者さんがなくなったのか、その真実すらもわからないままにされてしまう。ちゃんと証拠を採用して、証拠に基づいた裁判をさせる。真実を明らかにさせることが必要ではないか。

(医労連 Mail News N069 2020/1/31 より)

## 中央社保協が年末に5団体で共同アピール 介護保険改悪中止と大幅な処遇改善訴え

中央社保協は12月25日、認知症の人と家族の会などとともに厚労省内で記者会見を開き、介護保険改悪中止と大幅な処遇改善を求める共同アピールを発表しました。アピールは、厚労省の進めている「改革」は「困難を抱える利用者・家族の現状をまったく見ようとせず、絶対に認めることはできない」と批判しています。次期介護保険見直しについて、「補足給付の見直しを行わないこと」や「高額介護サービス費の負担上減額の引き上げを行わないこと」など7項目、職員の処遇改善について4項目（すべての介護ではたらく労働者を対象に消費税以外の国費を使って少なくとも全産業労働者の平均賃金とすること、加算ではなく基本報酬のアップ）を要望しています。



認知症の人と家族の会の鈴木森夫代表理事は、「補足給付と高額介護サービス費に対する負担増は、利用者・家族への経済的影響が極めて大きい」と批判。中央社保協の山口一秀事務局長は「介護分野は中間報告で先送りされた部分はあるが、今後、負担増・給付削減の方向で議論される」と指摘しました。共同アピールを発表したのは他に、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会、21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会、守ろう!介護保険制度・市民の会。

### <アピールの要望項目>

#### (1) 次期の介護保険の見直しについて

①補足給付（低所得者を対象とした施設等の入所費・食費負担の軽減制度）の見直しを行わないこと。②医療保険に合わせた高額介護サービス費の負担上限額の引き上げを行わないこと。③「現役並み所得」「一定所得」の基準額の見直し、利用料3割、2割負担の対象拡大を行わないこと。④ケアプランの有料化は行わないこと。⑤要介護2以下のすべてのサービスを地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行させる布石として、要介護1、2の生活援助、デイサービスの地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への移行を行わないこと。⑥老健施設等の多床室での居住費の徴収を実施しないこと。⑦保険者機能強化推進交付金について、給付の抑制につながる見直しを行わないこと、調整交付金を流用しないこと。

#### (2) 介護現場の人手不足の原因となっている職員の処遇について

①介護施設・病院等の就業場所や職種を問わず、介護に関わるすべての職員を対象とする処遇改善を実施すること。②処遇改善の財源は、介護保険財源ではなく、消費税以外の国費で賄うこと。③処遇改善による引き上げの水準（規模）については、少なくとも全産業労働者の平均賃金の水準とすること。④上記を加算以外の方法で実現するために基本報酬を大幅にアップするなど現在の報酬方式の抜本的見直しを行うこと。



**ケアプラン有料化、要介護1・2の保険はずしは「引き続き検討」  
低所得・重度者狙い撃ちの利用者負担増 一介護保険部会まとめ**

昨年12月27日に出された社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」では、昨年夏からずっと私たちが反対してきた①ケアプラン有料化、②要介護1・2の介護保険はずしと③利用者負担原則2割化は「引き続き検討」とされ、第8期の介護事業計画には盛り込まれない見込みです。認知症の人と家族の会ははじめ、当事者の強い批判や運動がこれらの改悪を許さなかったといえます。しかし、同「意見」では以下のような低所得者と重度者狙い撃ちの改悪が提案されています。

いまでも限度額まで使えない人がたくさんいるのに、こんな負担増を許してはますます介護保険を使えなくなる人が増えてしまいます。法改正事項ではありませんが、国会でも迫及し、断念に追い込む必要があります。また①、②についても今回は盛り込まれなかったものの「引き続き検討」とされていることから、引き続き署名や宣伝で、世論をひろげることが必要です。

**<介護保険見直し案>**

i) 補足給付（低所得者を対象とする介護保険施設等の居住費・食費の軽減制度）の資産基準（現行1千万円以上：これ以上の場合全額自己負担）を所得段階別に引き下げ

ii) 年金額10万円を超える市町村民税非課税世帯の施設利用料を大幅に引き上げ（特養相部屋で月2万2千円の負担増＝自己負担月8万2千円へ）

特別養護老人ホーム・多床室の場合（月額） 第3段階2で自己負担が5.9万円→8.2万円（+2.2万円）

補足給付段階	収入要件 現行	収入要件 見直し案	負担月額	利用者数 (19年3月)	資産要件 見直し案
第1段階	生活保護被保護者等	現行どおり	2.6万円(変更なし)	3.1万人	1,000万円以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税・本人年金収入等80万円以下	現行どおり	4.0万円(変更なし)	17.5万人	650万円以下
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税・本人年金収入等80万円超	①本人年金収入等80万円超120万円以下	5.9万円(変更なし)	31.4万人	550万円以下
		②本人年金収入等120万円超	5.9万円→8.2万円 (+2.2万円)		500万円以下
第4段階	世帯に納税者がいる	現行どおり	10.3万円(現行どおり＝補足給付なし)	33.7万人	

iii) ショートステイの食費を所得段階に応じて1日当たり210円から650円引き上げ

ショートステイの食費負担の引き上げ（日額） 第3段階の2ではこれまでの2倍に！

補足給付段階	食費負担	見直し案	受給者数（19年3月）
第1段階	300円	300円	0.6万人
第2段階	390円	600円（+210円）	2.8万人
第3段階1	650円	1,000円（+350円）	5.7万人
第3段階2	650円	1,300円（+650円）	
第4段階	1,392円	1,392円	22.1万人

iv) 高額介護サービス費の引き上げ（現行4万4000円の年収770万円以上の世帯で93,000円に、年収1,160万円以上で141,000円に）

高額介護サービス費の負担上限引き上げ（介護サービスが必要な重度者狙い撃ち）

所得要件		世帯の負担上限額（月額）	
現行	見直し案	現行	見直し案
現役並み所得 (年収383万円以上)	年収約1,160万円以上	44,400円	141,000円
	年収約770万円以上		93,000円
	年収約383万円～770万円	同上	44,400円
一般	一般		
非課税世帯(年金80万円超)	非課税世帯(年金80万円超)	24,600円	24,600円
非課税世帯(年金80万円以下等)	非課税世帯(年金80万円以下等)	15,000円	15,000円

